

工賃（賃金）実績報告書作成に当たっての留意事項

1 対象事業所

令和3年度中の指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所

※法人内で対象事業を複数運営している場合は、対象事業ごとに工賃実績を報告してください。

※多機能型事業所の場合も、対象事業ごとに工賃実績を報告してください。

※従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体にした形で報告書を作成してください。

2 提出様式、提出期限、提出先及び提出方法

以下の様式を作成のうえ、**令和4年4月28日（木）までに電子データを事務担当メールアドレスあて電子メール送信**により提出願います。

なお、**電子データ処理の関係上、ファックス及び郵送による提出は控えていただきますよう、御協力願います。**

(1) 【様式1】 令和3年度工賃（賃金）実績報告書

(2) 【様式2】 令和3年度月別実績報告書

【事務担当】	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課施設福祉班 <small>つか</small> 塚、武内
E-mail	e0404002@pref.wakayama.lg.jp

3 提出様式等の掲載

和歌山県障害福祉課ホームページ（以下のURL）に掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/jyusan20/kochinjisseki.html>

4 作成にあたっての留意事項

(1) 提出様式は昨年度から変更していますので、必ず今年度の様式を使用願います。

(2) 工賃（賃金）の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものです。

また、**記載する工賃（賃金）は社会保険料や食事代実費等を控除する前の額**となります。

(3) 工賃（賃金）の形態が日給の場合で、1日あたりの就労時間が3時間以下の場合でも、工賃（賃金）実績から除外することはできません。

(4) 新規利用者について工賃（賃金）実績から除外することはできません。

(5) 月の途中から利用を開始した利用者、月の途中で利用を終了した利用者における当該月の工賃（賃金）は、当該月の算定から除外することができます。

(6) 令和3年度の途中でサービス種別を変更した場合は次のとおりとします。

ア（変更前）対象事業所 → （変更後）対象事業所

変更前と変更後の両方の実績報告をそれぞれ作成してください。

イ（変更前）対象外の事業所 → （変更後）対象事業所

変更後の実績報告のみ作成して報告してください。

ウ（変更前）対象事業所 → （変更後）対象外の事業所

変更前の実績報告のみ作成して報告してください。

(7) **提出期限までに工賃（賃金）実績が確定しない場合は、事前に連絡願います。**